

審査基準（公表用）

様式第3号
所管課 薬務課

法令名	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律			法令番号	昭和35年法律第145号				
手続名	専門医療機関連携薬局の認定の更新			根拠条項	第6条の3第5項				
審査基準	当該更新については、「専門医療機関連携薬局の認定」の審査基準に準じて行うものとする。								
受付機関	薬務課	処理機関	薬務課	交付機関	薬務課	標準処理期間	20日	目次	28の6
						標準経由期間	日		